

活用してみませんか？ 権利保護保険

今回は、権利保護保険についての特集です。権利保護保険とは何か、権利保護保険とLACとの関係、LACの成り立ちや仕組み、手続きや活用方法について、民事司法改革実現本部権利保護保険部会部会長の伊藤明彦会員より、詳細に説明をしていただきました。今回の特集を機会に、今まで権利保護保険についてよく知らなかったり、知ってはいるが活用していなかった会員にも、積極的に権利保護保険を利用していただけようになれば幸いです。

(難波 知子)

活用してみませんか？ 権利保護保険

民事司法改革実現本部 権利保護保険部会 部会長 伊藤 明彦 (53期)



1 ご存知ですか？ 権利保護保険

司法アクセスといったときに、私たち弁護士が第一に想起するのは、市民が自分が抱える法律上の悩みを相談したいときにアクセスできる弁護士や法律事務所が身近にあるかという問題です。

しかし、市民の周囲に相談できる弁護士がいる、あるいは弁護士会の相談窓口にとどり着くことができたとしても、弁護士費用を準備できないなどの理由で弁護士への依頼を躊躇する場面も少なくないと思われます。これは特に経済的利益の小さい少額被害事件などで弁護士費用の方が損害よりも高くつくような場合に顕著に見られる傾向です。市民の立場でいえば、弁護士費用や訴訟費用の調達という問題も司法アクセスの障碍になり得るわけです。

こうした弁護士費用、訴訟費用の調達という側面で

司法アクセスを保障する制度として近年注目されているのが権利保護保険（弁護士保険）という制度です。

後で触れますが、西欧諸国では権利保護保険の普及率が非常に高く、法律扶助が活用できない場合、弁護士費用は保険でまかなうというのが市民の一般的な認識です。

2 権利保護保険とは

(1) 意義

ここで権利保護保険とは、市民が権利保護保険に加入していれば、不測の事故や事件により生命身体や財産に被害を被った場合、被害回復のための権利行使（加害者に対する損害賠償請求）を弁護士に委任する際の法律相談料や弁護士費用、訴訟費用が保険から支払われる仕組みをいいます。

(2) 訴訟費用保険

同じ意味を表す仕組みとして、保険法の世界、あるいは保険実務の世界では、訴訟費用保険などと呼ばれています。こちらの方が一般的で、馴染みがあるかもしれません。

いわゆる訴訟費用保険として、もっともポピュラーなのは、自動車保険などの主たる契約に特約として付帯される弁護士費用担保特約が挙げられると思います。日ごろ損保会社の依頼を受けておられる会員の方々、あるいは既に弁護士費用担保特約の案件を扱ったことのある会員の方々は、この辺の仕組みをよくご存知だろうと思います。

自動車保険の場合ですと、保険商品として求められる基本的な内容は、自分の損害を補填してもらうための人身傷害保険や車両保険、自分が加害者となってしまった場合の対人賠償保険、対物賠償保険などの責任保険があります。これらの保険に付帯される弁護士費用担保特約は、自分が被害者となった場合、事故の加害者に対し損害賠償請求をするうえで、法律相談や訴訟等弁護士事務を委任したときに、その費用を保険会社が負担する、という内容です。

こうした被害者の費用負担のリスクは、原告のオフenseリスクなどと言ったりしますが、この特約に加入していれば、いざ事故で怪我をした、弁護士を使って裁判をやって加害者に治療費や慰謝料を払ってもらいたい、と考えたときに、こうしたリスクを回避できるわけです。

逆に、自分が加害者となってしまう被害者から訴えられた場合などの、いわゆる被告のディフェンスリスクについては、そのような特約の加入は必要条件ではなく、対人対物賠償保険の中で自ずと補償されるものとして扱われているのが通例です。

こうしてみますと、交通事故で自分にも一定の過失

がある場合は、責任保険が適用されて、訴訟費用も責任保険からまかなわれ得ると思いますので、訴訟費用保険のようなものはいらないかもしれません。しかし、完全に被害者の場合、責任保険が適用されないため、訴訟費用保険に加入していなければ、訴訟費用の調達という問題が生じてしまいます。

(3) 日本の訴訟費用保険の特色

日本の自動車保険における弁護士費用担保特約の特約部分の保険料は、およそ年額1,000円から3,000円くらいで、全体の保険料から見ますと非常に低価格です。ちなみに被保険者が本人訴訟をした場合には訴訟費用は保険給付の対象とならないとした東京高裁の判例があります（東京高裁平成19年2月28日判決金融・商事判例1322号45頁）。ですので、弁護士が本人訴訟で損害賠償請求をしても、保険会社からは訴訟費用を支払ってもらえないという結論になるかと思っています。

補償限度額も当然保険会社によってまちまちですが、最大300万円くらいまでの金額を補償限度額として定める損害保険会社が多いようです。補償される費用には、法律相談料や着手金・報酬金だけでなく、手数料（内容証明作成など）や実費（印紙、郵券代、弁護士法23条の2に基づく照会手数料など）、日当まで補償されます。

弁護士費用担保特約が特約方式か、総合保険にパッケージされているかは保険会社の商品設計によってまちまちだと思いますが、自動車保険や火災保険などの主たる契約に付帯されるのが一般的です。

ところが、近時、わが国においても訴訟費用保険を単体商品として販売する保険会社が登場しました。保険の補償範囲も自動車保険が交通事故紛争など限定的であるのに対し、様々な法分野に拡大されてい

るのが特徴的です。今後、大手損害保険会社も同様の保険商品を開発するのではないかと予測され、その動向が注目されます。

なお、あまり意識したことはないかもしれませんが、日本で販売される訴訟費用保険は、一般に保険事故の前に加入している必要があるということで、事前保険という性質を持ちます（イギリスでは事後保険などというものが販売されていますが、保険料が高額であるなどの問題点が指摘されています）。

(4) 名称について

権利保護保険について、およそのイメージを持っていただくことはできたのではないかと思います。

この権利保護保険という名称については、実はいろいろな意見があります。権利保護保険では市民に伝わりにくいのではないかとこの観点から、弁護士保険と呼ぶべきであるという考えがあります。さらに、弁護士保険といった場合、弁護士責任賠償保険という権利保護保険とは次元の異なる保険と混同しかねないという理由から、弁護士費用保険と呼称するべきだという意見も登場しています。

なお、権利保護保険という名称は、日弁連が商標登録を得ています。ですので、損害保険会社も権利保護保険という名称は、日弁連の許可なしに使用できません。そのせいで、かえってあまり周知されていない名前になっているという面もあるかもしれません。

(5) 権利保護保険への期待

先述のとおり権利保護保険は西欧諸国で発展しましたが、日本ではまだそこまでの発展を見ていません。

その理由として、まだまだ日本では紛争の解決といったときに、弁護士を活用したり、訴訟に持ち込んで解決を図ったりということが比較的少ないことがある

と思います。訴訟ですとか、弁護士に依頼するというのが非日常的なものであるという社会的感覚があるのではないかということです。

さらに、日本の裁判では弁護士費用が民事訴訟法上、敗訴者負担となる訴訟費用として扱われていないことから、勝っても負けても弁護士費用は自分で負担しなければならないことがあります。交通事故訴訟や医療訴訟では、加害行為と相当因果関係のある損害として、全損害の10%程度が弁護士費用として判決で認められたりしますが、限定的です。

こうした環境のもと、被害の救済を求めて法的措置を取りたいと考えても、コスト面からの抵抗が強く、そのまま泣き寝入りするという事態が多かれ少なかれ、見られました。10万円、20万円というのは、弁護士費用としてはさほど大きな額ではないかもしれませんが、一般人にはひと月の生活費だったりするわけです。

たしかに、富裕層は自分で弁護士を頼めるし（自助）、低所得者層には法律扶助や訴訟救助があります（公助）。実は中間階層、これは個人も企業も含めて、中間所得者層がもっとも弁護士に頼みにくかったりする集団となっているわけで、この層は、自分の収入から費用を出すしか方法が無く、司法アクセスの谷間などと言われています。

こうしてみると、被害者に対し、費用面の手当てができれば被害救済の掘り起こしというのは大きく実現しそうです。一方、法テラスが支える法律扶助という制度も資力要件等利用のための条件がありますので、様々な階層に普遍化させるというのはちょっと違います。西欧諸国、特にイギリスでは伝統的に法律扶助が充実していましたが、近年の財政難の煽りを受け、法律扶助はどんどん縮小化され、権利保護保険がそれに代わる費用調達手段として普及しはじめました。

そのようにして期待されるのが、権利保護保険なの

資料1 日弁連と協定を締結している保険会社等【2014年4月現在 計14社】

あいおいニッセイ同和損害保険	エース損害保険
ソニー損害保険	富士火災海上保険
三井住友海上火災保険	SBI損害保険
日本興亜損害保険	全国自動車共済協同組合連合会
損害保険ジャパン	三井ダイレクト損害保険
au損害保険	全国共済農業協同組合連合会
そんぽ24損害保険	共栄火災海上保険

*筆者作成

です。つまり、権利保護保険が発展すれば、被害者救済、裁判を受ける権利が実効性のあるものになる、被害救済を求める人が増えれば、弁護士の出番も増えるので業務拡大につながる、ということが期待されます。

3 日本における権利保護保険

(1) 日弁連 LAC の発足

こうした期待を受けて、日弁連は2000年に権利保護保険を日弁連LAC制度としてスタートさせました。権利保護保険の運営を担当する日弁連の委員会であるリーガル・アクセス・センターの頭文字を取って、LACと呼んでいます。といっても、日弁連がそのような保険を販売するわけにはいきませんので、日弁連は損害保険会社と協定を締結し、日弁連と協定した損害保険会社あるいは共済（協定損保会社等）が販売する弁護士費用担保特約を権利保護保険として位置づけました。日弁連と協定を結ぶ損害保険会社及び共済は2014年4月時点で14社に上ります（資料1参照）。

日弁連LACが、各損害保険会社が独自に販売する弁護士費用担保特約と決定的に異なるのは、各単位弁護士会を通じて、弁護士会が全国的に保険契約者が居住する地域の弁護士を紹介するシステムを作ったということです。

また、各損害保険会社が販売する弁護士費用担保特約の枠組みですと、弁護士に支払われる費用の算定については、保険会社が独自に作成した基準が適用されることがほとんどですが、日弁連LACでは日弁連と協定損保会社等が協議して、保険金支払基準を作成し、LAC事案を担当する弁護士や協定した保険会社は、この基準で算定された額を尊重するという運用になっています。

(2) リーガル・アクセス・センター

日弁連LACでは、日弁連と協定損保会社等の定期的な協議によって運用されています。

ここで日弁連リーガル・アクセス・センターの発足経緯を少しご紹介します。

日弁連では1979年に業務対策委員会に対し、訴訟費用保険制度実現のための諸方策の検討を諮問し、それ以降、同委員会において権利保護保険の検討が続けられました。そもそものは権利保護保険を研究されていた弁護士の方々が、イギリスの保険ブローカー会社に接触し、権利保護保険の商品の開発の共同研究に当たったことが第一歩と聞きます。その間、日本の保険会社による商品開発はなかなか進まなかったようですが、1997年から保険会社との共同研究が進められるようになり、1999年に日弁連の理事会で権利保護保険制度推進の基本方針を承認し、2000年10月に制度発足となったわけです。

特に自動車保険の世界では、保険会社の担当者による示談代行が行われるようになって、弁護士に依頼される交通事故案件が極端に少なくなったと聞きます。交通事故紛争を弁護士の手に取り戻そう、損保主導を改めようということも日弁連が権利保護保険を推進したモチベーションの一つになったようです。

2001年の司法制度改革審議会の意見書でも、権利保護保険に関し、「国民の司法へのアクセスを容易にするための方策として、訴訟費用保険が普及することは有意義であり、引き続き、このような保険の開発・普及が進むことを期待する」とまとめられています。

(3) 日弁連 LAC の現状と件数の推移

制度発足から14年目を迎え、2014年4月には新たな協定損保会社を2社迎え、協定保険会社等も14社に上りました。

資料2 弁護士保険販売件数とLAC取扱件数の推移（全国）

(年度)	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
弁護士保険販売件数	7,397	11,488	27,228	288,842	437,270	933,272	4,438,126
LAC取扱件数	0	3	6	15	50	197	700
協定保険会社数	1	2	2	2	3	4	5
(年度)	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
弁護士保険販売件数	5,857,847	6,563,649	9,010,426	14,317,156	18,798,688	19,780,575	—
LAC取扱件数	2,142	3,565	5,148	8,194	13,526	18,116	20,887
協定保険会社数	5	7	8	9	11	11	12

※ 弁護士保険販売件数は日弁連協定会社のみ（一部概算）

※ LAC取扱件数には、“選任済み”（依頼者が自身で弁護士を選任した案件）の件数も含まれる。

※ 2013年度の弁護士保険販売件数は確認中である。

※ 2013年度のLAC取扱件数は4月1日から2月末までの件数である。

資料3 LAC取扱件数の推移（東京）

(年度)	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
東京三会	0	0	1	3	5	19	95
東京	—	—	—	—	—	—	—
第一東京	—	—	—	—	—	—	—
第二東京	—	—	—	—	—	—	—
(年度)	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
東京三会	264	410	627	913	1,542	2,174	2,335
東京	—	—	320	495	869	1,160	1,203
第一東京	—	—	140	198	322	479	541
第二東京	—	—	167	220	351	535	591

※ LAC取扱件数には、“選任済み”（依頼者が自身で弁護士を選任した案件）の件数も含まれる。

※ 2013年度のLAC取扱件数は4月1日から2月末までの件数である。

*筆者作成

制度発足当初は旧ニッセイ同和だけでしたが、2006年ころより順調に協定損保会社等の件数が伸びはじめ、また協定損保会社が未協定の損害保険会社と合併することにより協定損保会社等が損保全体に占める市場の規模も拡大してきました。2012年度中の協定損保会社等（11社）による権利保護保険の販売件数は1978万575件に上ります。

このように協定損保会社等が増えたことにより、日弁連LACの取扱件数も順調に伸びています。特に2006年ころから大手損害保険会社が日弁連LACに参入したことを契機として件数が飛躍的に増大し、2011年度には1万件を超え（1万3526件）、2012年度は1万8116件、2013年度は2万件を突破しました（資料2参照）。

東京弁護士会におけるLAC取扱件数は、2010年度495件（東京三会913件）、2011年度869件（同1542件）、2012年度1160件（同2174件）とやはり

年々増加しています（資料3参照）。

件数が増加する理由として、協定損保会社数の増加のほかに、一般市民や弁護士の間においてもここ数年で権利保護保険の認知度がだいぶ高まり、活用度が高まったことも指摘できると思います。もっとも、協定損保会社等の2000万件に迫る権利保護保険販売件数と比較すると、日弁連LACの取扱件数の比率はまだまだ圧倒的に少ないと言わざるを得ません。

(4) LACの手続

① 弁護士紹介手続（資料4参照）

LACの案件は、われわれ弁護士のもとへはどのようにして依頼されるのでしょうか。

たとえば保険契約者が自動車事故などの被害に遭った場合、まず相談のために連絡を入れるのは損害保険会社あるいは日ごろつきあいのある代理店であることがほとんどであり、いきなり事故発生から間もなく

弁護士のもとに相談に来ることは稀であると思います。

協定損保会社等（これに限らず全ての損害保険会社に当てはまると思いますが）は端末で保険契約者の保険内容をすぐに確認することができ、事故被害の連絡を入れた保険契約者が権利保護保険に加入しているかどうかをチェックすることができます。

その上で協定損保会社等は、権利保護保険を利用できること、保険契約者に弁護士の知り合いがいなければ弁護士会を通じて弁護士の紹介を受けることができることをアナウンスします。

こうして協定損保会社等は保険契約者の権利保護保険を利用する意思や弁護士会を通じて弁護士の紹介を受ける希望の有無を確認し、日弁連に弁護士紹介依頼をかけ、日弁連は保険契約者が居住する地域の単位弁護士会に紹介依頼の連絡をします。各単位弁護士会での弁護士紹介手続（担当弁護士名簿の備え置きの有無、登録年数や研修の履修など名簿登録の要件、事件配点方法、保険契約者との相談に法律

相談センターを利用するかどうかなど）のあり方は各単位弁護士会に委ねられています。

弁護士紹介手続は以上のとおりですが、日弁連LACでは依頼者が弁護士紹介を受けるのではなく、知り合いの弁護士に依頼した場合でも、その依頼者が権利保護保険に加入していれば、LAC制度を使うことができます。日弁連LACではこれを選任済み案件などと呼んでいます。選任済み案件においても、後述するLACの書式を利用するものとし、また弁護士費用の算定については日弁連LACが定める保険金支払基準を尊重していただくことになります。

② LAC書式と直接請求

権利保護保険は保険ですから、保険契約者が弁護士費用等を担当弁護士に支払い、後に保険会社に費用の填補を請求するというのが本来のあり方です。

しかし、それでは保険契約者に現実には弁護士費用を支払わせる手間をかけることになり相当煩雑になる

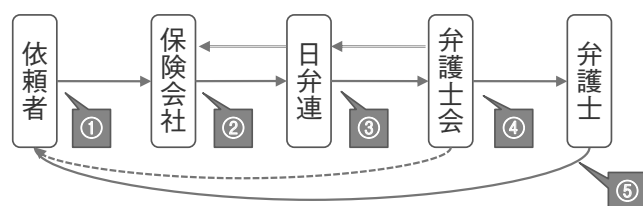
ので、日弁連LACでは担当弁護士が協定損保会社等に弁護士費用等を直接請求する方式を原則化しています（この場合は、弁護士費用に対し源泉徴収が適用されます）。

日弁連LACでは、権利保護保険の事件処理に関連し、法律相談カード、着手金・預り金等説明書、報酬金説明書（計算書）等の書式を用意し、担当弁護士に作成をお願いしていますが、いずれも協定損保会社等に対する直接請求が可能な形になっています。

なお、日弁連LACの書式について、書式が細かく作成しづらいというご意見を担当弁護士から受けることがあります。特に着手金説明書には経済的利益の基礎となる損害を

資料4

弁護士紹介の流れ



- ①保険会社への事故報告、弁護士費用特約の使用及び紹介依頼
- ②弁護士紹介依頼の入力・送信（オンラインシステム）
- ③弁護士紹介依頼の入力事項の補正、弁護士会への送付（オンラインシステム）
- ④担当弁護士決定、保険金支払い基準・書式等の送付、日弁連への回答
 - A: 弁護士会で法律相談の日程を調整して担当弁護士を決定する方法
 - B: 担当弁護士決定後、弁護士会事務局から依頼者に担当弁護士を通知し連絡してもらう方法
 - C: 担当弁護士決定後、担当弁護士から依頼者に直接連絡が入る方法
 - D: 担当弁護士決定後、弁護士会事務局と担当弁護士両方から依頼者に連絡が入る方法
- ⑤法律相談の実施、受任

*筆者作成

治療費、休業損害、慰謝料など費目ごとに金額を記載する必要があります。協定損保会社等が社内決裁を経て保険金を支払う仕組みである以上、経済的利益に関する記載などはたしかに詳細なものが求められますが、いずれの書式も法律相談センターにおける一般相談で用いられているものをベースにし、またチェック式を多く活用するなどして作成しやすい工夫を試みています。書式については日弁連のWEBサイトの中の会員ページからもダウンロードが可能です*。

③ 保険金支払基準

日弁連LACでは、協定損保会社等と協議の上、弁護士費用については日弁連LACが定める保険金支払基準によることを尊重するものとして定められています。

弁護士費用については、報酬規定が撤廃され、依頼者と弁護士が自由に定めることができるものとなりましたが、LACの場合、保険会社が弁護士費用を保険金として支払うものである以上、大量な保険上の事務処理を円滑なものにするために一定のものさしは必要となり、そのものさしとなるべき水準を日弁連LACと協定損保会社等が協議の上、策定しています。この保険金支払基準は弁護士会による旧報酬規定とほぼ同じ水準が維持されており、弁護士費用が過度に安く抑えられるという事態は回避できています。

したがって、担当弁護士が保険金支払基準を超える弁護士費用の約定を依頼者との間で結ぶことはもちろん自由ですが、保険金支払基準を超える部分については保険会社が支払うのではなく、依頼者の自己負担となる可能性がありますので、注意が必要です。

実は、この点の理解が担当弁護士において徹底さ

れていないために、協定損保会社等との間で弁護士費用の算定を巡るトラブルが発生することがあります。昨年、弁護士保険の事案で弁護士が損害保険会社に対し過大な請求を立て問題となった例が報道されたことをご存知の方も多数いらっしゃると思います。日弁連LACの調査の結果、報道されたのは協定損保会社等の事案ではないことが分かりましたが、今後の取扱いについて十分な注意が必要です。

保険金支払基準に関し、担当弁護士及び協定損保会社等からよく寄せられる問い合わせについては、Q & Aでまとめているので、合わせてご参照願います。

④ 物損事故処理のマニュアル

協定損保会社等の販売する権利保護保険のほとんどが自動車保険に付帯されるものであるため、LACの案件のほとんどは自動車事故紛争に関するものであり、その多くは物損事故に関する紛争です。

これをふまえ、日弁連LACでは「物損事故処理のマニュアル」を作成しました。物損事故処理に必要な知識が分かりやすく得られるよう、Q & A方式で論点を解説し、判例を多数紹介しています。また、損害費目の算定シートを設け、損害の算定をしやすいようにしています。この「物損事故処理のマニュアル」は手続マニュアルと書式集を合わせ、1冊のLACマニュアルとして担当弁護士に配布しています。

⑤ タイムチャージ

権利保護保険における弁護士紹介依頼件数が年々増加の一途をたどっていることは前述のとおりですが、そのほとんどは物損事故の中でも訴額が10万円にも

* https://www.nichibenren.jp/opencms/opencms/shoshiki_manual/minji/hoken_lac.html

弁護士保険とは

ポイント① 自動車保険などの特約で契約することができ、依頼した弁護士の相談費用、示談交渉・訴訟などの費用が保険で補償されます。
(限度額がありますのでご注意ください)
※損害賠償請求に関するものに限ります。

ポイント② あなた自身が交通事故などで被害に遭ったときだけでなく、あなたの家族が被害に遭ったときも、弁護士保険が使えることがあります。
(契約されている保険会社等にお尋ねください。)

ポイント③ 弁護士の知り合いがいなときは、保険会社等を通じて、日本弁護士連合会・各地の弁護士会があなたの近くの弁護士をご紹介します。

たとえばこんな費用が対象となります

- ・弁護士に関する費用
- ・裁判所へおさめる費用
- ・鑑定に関する費用
- ・証人に関する費用

忘れていませんか？
[2014年4月版]
弁護士保険
権利保護保険

あなたの保険の特約を調べてみてください！

弁護士への相談費用や交渉などの報酬を保険から支払ってもらえます。
(損害賠償請求に関わるものに限ります)

*日弁連リーガル・アクセス・センターが作成・配布しているリーフレット「忘れていませんか？ 弁護士保険（権利保護保険）」

の場合、多少複雑な事案であって交渉から訴訟に移行したとしても30時間あれば解決に至るだろうという日弁連LACでの議論に基づいています。

担当弁護士にとって、訴額が10万円にも満たないような場合を除き、どのような事案でタイムチャージを選択するべきかは、悩みどころです。時間がかかるであろうことを見込んでタイムチャージを選択したところ、催告書の発送だけで回収できたため1時間を要しない程度で委任事務が終了したという見込み違いの例もあります（依頼者には大変喜ばれ、担当弁護士としても他の事案に時間を充てられるので歓迎すべきことのはずですが）。このような場合、一度タイムチャージで受任した以上は、着手金・報酬金方式に切り替えることは認められていませんのでご注意ください。

日弁連LACがタイムチャージを導入した趣旨は、少額事件でも担当弁護士に積極的に受任してもらいたいということにあります。訴額が5万円で着手から解決まで10時間を要した場合、着手金・報酬金方式ですと保険金支払基準では税抜きで着手金10万円と報酬金1万6000円になりますが、タイムチャージでは20万円の計算になります。ぜひタイムチャージ制を活用されたいところです。

タイムチャージを選択された場合は、処理した法律事務の日時と所要時間を執務内容報告書の書式に記載し、毎月協定損保会社等に提出していただく必要があります。毎月の報告をせず、まとめて協定損保会社等に請求したところ支払について協定損保会社等とトラブルになった例もありますのでご注意ください。

⑥ マニュアル等の改訂

日弁連LACでは、現在、書式、保険金支払基準とこれに関するQ & Aの改訂作業を進めています。主な改訂内容は、消費税率改正への対応ですが、これ

満たないような経済的利益の低い事故（少額事故）です。実際に簡易裁判所における少額物損事故に関する訴訟案件数は年々増えており、原告訴訟代理人が就任している割合も高くなっているというデータがあります。これは権利保護保険が認知され、普及した功績にほかならないと考えます。

多くの弁護士が経験することだと思いますが、依頼者の解決を求める意欲は強いもののその事件の経済的利益の低さと解決に要するコストとの兼ね合いで泣き寝入りを強いられる依頼者は少なからずいました。

LACの普及につれ、こうした少額事故もきちんと法廷の場で解決できるようになったのはよいことですが、自動車事故紛争の場合、事故当事者の感情的な対立や過失割合の調整の困難さゆえに少額だからといって決して担当弁護士の手間が軽くなるわけではなく、その上依頼者の納得する解決を勝ち取っても弁護士費用が少額に抑えられる結果、事件を引き受ける担当弁護士を確保することが困難な時期がありました。

そこで、日弁連LACでは、時間制報酬方式（タイムチャージ、1時間当たり税別2万円、上限の目安が1事件30時間で60万円）を導入し、訴額の多寡にかかわらず、委任契約の段階で、経済的利益に基づく着手金・報酬金方式か、時間制報酬方式かいずれを任意に選択することを可能にしました。ここでいう上限の目安が1事件30時間というのは、交通事故紛争

事故発生

弁護士に頼みたい！
…というときに弁護士保険に入っているか確認！

弁護士保険に入っていると…

保険会社に連絡
特約を確認

法律相談や事件を委任

事故等の解決！

※損害賠償請求に関わるものに限ります。
弁護士に依頼してかかった費用は
保険から支払ってもらえた！

弁護士の
知り合いがいなくても
日弁連・弁護士会が
近くの弁護士を紹介

弁護士保険が対象とする 主な事故・被害

相手の対応に納得できない！

以下の記載は、対象事故等の一例です。保険会社等
の取り扱う商品により補償の対象範囲・対象費用は異
なりますので、詳しくは保険会社等にお尋ねください。

自動車の事故
自動車で信号待ちをしていた
ところ、後続車に追突されて
ケガをしたとき

※ ケガなどに限らず、損害額が少額の物損事故で弁護士に依頼
した場合にも、弁護士の費用は保険から支払われます。

暴行等による被害
子どもが通っている学校で
一方的に暴力を振るわれ
ケガをしたとき

自転車の事故
歩行中、急に曲がってきた
自転車とぶつかって
ケガをしたとき

盗難の被害
バイクが盗まれ、部品が壊さ
れたとき（逮捕された犯人に
損害の賠償を求めたい）

弁護士保険に入っていないと…

弁護士の知り合いはいないので
自力で探すことに…

自力で交渉するのも大変…
弁護士は探せたものの、
費用は自己負担。

Check!

実は、特約として
保険に加入はしていたのに
確認を忘れていただけで
本当は保険が使えた可能性も…

*日弁連リーフレット
「忘れていませんか？
弁護士保険（権利保護保険）」より

まで必ずしも明文化されていなかった運用に関する点の明文化も検討し、7月施行を目指して準備中です。改訂が完了したときは、担当弁護士向けに改めて周知を徹底する予定です。

⑦ 東京弁護士会における紹介手続

弁護士の紹介手続は各单位弁護士会に委ねられています。

東京弁護士会では、弁護士紹介センターが担当窓口となり、担当弁護士の名簿を備え、名簿の順に事案を配点しています。

これまで名簿に登録される担当弁護士数は上限300名でしたが、件数の増加に伴い、登録者数を増やすこととなりました。

担当弁護士向けの研修もこれまでは年に1回の実施でしたが、担当弁護士の増加に合わせて研修回数も増やす方向で検討されています。

名簿の登載については、詳しくは東弁の法律相談課にある弁護士紹介センター窓口（TEL.03-3581-2206）にお問い合わせください。

また、2014年3月から、東京弁護士会のWEBに民事司法改革実現本部権利保護保険部会のページを設けました（<http://www.toben.or.jp/know/iinkai/minjishihou/hoken/> 東弁WEBのTOPページ→東京弁護士会を知る→委員会紹介→民事司法改革実現

本部→弁護士保険）。権利保護保険の制度の説明やリーフレットなどを閲覧でき、また日弁連WEB上のLACページにリンクされていますので、ぜひご活用ください。

(5) 意外な成功事例

LACの案件は自動車事故紛争がほとんどですが、協定損保会社等の中には日常被害事故に関する弁護士費用を対象としているものもあります。

実際に日弁連LACで扱った例としては次のようなものがあげられます。

- ① 歩行者が自転車に衝突され転倒し、負傷した。自転車運転手に対し、負傷に基づく損害賠償請求を行う際に、権利保護保険を利用し、弁護士会から弁護士の紹介を受けた。
- ② アパートの上階の部屋の漏水により家財が損傷した。上階の居住者に損害賠償請求を行う際に、権利保護保険を利用し、弁護士会から弁護士の紹介を受けた。

これら①と②は日常被害事故に関し権利保護保険を活用して、依頼者に費用負担を強いることなく、弁護士が受任の上事案を解決できたというものです。日常被害事故の例としては、ほかに、飲食店で他人に絡まれ暴行被害を受けた、路上で他人の飼い犬に噛みつかれ負傷した、などの不法行為事案があります。

また、選任済み案件に関するものとして次のような例があります。

- ③ 運送業者に衣類の配送を依頼したところ、運送業者の過失により衣類が破損した。知り合いの弁護士に相談したが、弁護士が権利保護保険の利用を示唆したため、自身が加入する火災保険の保険証券を確認した結果、権利保護保険を利用できることが分かったので、同弁護士に依頼し解決してもらった。

相談者は自動車保険、火災保険など何らかの保険に加入していることが多く、弁護士費用担保特約が付帯されていることもありますが、依頼者自身がそのことを失念して、保険が使えるのに弁護士費用を自己負担してしまうというおそれがあります。

こうした危険を回避するためにも、③の事例のように、弁護士が法律相談の際に相談者に対し保険加入の有無、保険の対象範囲を確認することによって、権利保護保険が利用できるのではないかと確認することが重要です。保険対象範囲、特に日常被害事故までカバーされるのかについては、保険会社の商品により異なりますので、保険会社に確認するようにしてください。

また、弁護士会が主催する法律相談センターにおける法律相談においても、相談カードに権利保護保険加入の有無をチェックできる欄を設けるなどして、相談者が権利保護保険を使えるのかどうかを確認できる体制を整えることが有益ではないかと考えます。

4 権利保護保険の課題と将来像

(1) 現状の問題点

権利保護保険で主に問題となるのは、弁護士費用の適正化です。

たしかに、弁護士費用は依頼者との自由な合意によることとされましたが、LACの定める保険金支払基準を度外視して、不当に高額ではないかと思われる費用を協定損保会社等に請求する例が散見されます。

具体的には以下のような事例が日弁連LACに報告されています。

- ① 自動車事故紛争の人身被害に関し、法律相談前に既に依頼者に支払われている治療費等の既払金、つまり弁護士の委任事務とは関係なく獲得された利益を弁護士費用の算定の基礎となる経済的利益に含めて請求する。悩ましいのは、人身損害の事案における自賠責保険支払可能部分の取扱です。人身損害の事案の場合、加害者に対する損害賠償に先行し、あるいは並行して自賠責保険に請求することで、被害者に重大な過失があるなど損害賠償請求権の存否に争いがある場合を除いて、比較的簡易に一定額の損害填補を受けることができます。日弁連LACは、自賠責保険から支払が可能な部分がある場合は、その部分については着手金や報酬金の算定の基礎となる経済的利益に含めずに、手数料として算定する必要があるという考えに立っていますが、担当弁護士が自賠責保険支払可能部分も経済的利益に含めて弁護士費用を請求したため、協定損保会社等との間でトラブルになっている例があります。
- ② タイムチャージについても、チャージの対象とする法律事務と時間が見合っていないのではないかとという観点から、協定損保会社等が請求内容を疑問視する例があります。

日弁連LACでは、タイムチャージに関する指針を策定し、請求内容の適正化に努めています。指針においては、チャージの対象とできるのは弁護士の法律事務のみであり、弁護士でなくともできる単

純な事務作業（たとえば事務職員による資料のコピーや、郵便局などへの使い等）は含まないこととされていますので注意が必要です。

疑問視される請求の背景に、請求先が資金力のある保険会社なのだから支払に問題がないだろう、という考え方があるのであればそれは問題です。本来は依頼者が負担するものを保険会社が填補するにすぎません。LACの保険金支払基準を超える範囲については、依頼者の自己負担となる可能性が高いということを念頭におかなければなりません。

その一方で、担当弁護士の請求は合理性があると思われるが、見解の相違から保険会社が支払を拒むという事例もあります。日弁連LACは協定損保会社等と定期的な意見交換を行い、保険金支払基準の考え方について各社毎にばらつきが生じないよう見解の統一に努めています。まれにこのようなことが報告されています。

担当弁護士と保険会社間の弁護士費用に関する見解の相違については、日弁連LACが双方から事情を聴き、解決を促すなどして事実上あっせんのような作業をしていますが、将来的には紛争処理機関を設立し、第三者機関での公正な解決を図ることを実現させる必要があります。

権利保護保険における弁護士費用の適正化は制度の健全な発展に不可欠の要素です。協定損保会社等の理解と協力がなければ成り立ち得ない制度であることを認識しておく必要があります。

(2) 権利保護保険の将来像

日弁連LACでは、権利保護保険が広く普及するドイツをはじめとする西欧諸国を視察し、各国の権利保護保険の実情を調査し、その成果を弁護士業務改革シンポジウムなどの場で発表しました（各国の制度

の詳細は第17回及び第18回の業革シンポ報告書をご参照ください（http://www.nichibenren.or.jp/jfba_info/organization/event/gyoukaku_sympo.html）日弁連WEBのTOPページ→日弁連／弁護士について→日弁連の総会・人権大会・その他主な行事→過去の弁護士業務改革シンポジウム）。

各国に共通するポイントとして、権利保護保険が自動車事故紛争に限られるものではなく、労働事件や債権回収、あるいは行政事件等まで幅広い法分野をカバーするものであること、権利保護保険に関する紛争についてはオンブズマンなどの中立公正な解決機関が機能していること、弁護士・保険会社ともに質の高いサービスを提供するための努力をしていること、があげられます。

その点、日本では権利保護保険の対象範囲が狭く、活用率も低いと言わざるを得ません。

民事司法改革実現本部権利保護保険部会では、2014年3月3日、シンポジウムを開催し、先だって会員向けに行われた権利保護保険に関する意識調査の結果を報告しました。多くの方々が権利保護保険はさらに拡大されるべきであるのご意見を持ってもらえることが分かりました。

近時、日本でも、付帯ではなく単独商品として、さらに一般民事事件を広くカバーする商品としての弁護士保険が販売されるようになりました。こうした新商品の動向に十分注意を向ける必要があります。

権利保護保険が拡大した場合、弁護士会内での紹介手続や事務局の体制をどのように構築するか、担当弁護士名簿をどのように策定するか、担当弁護士の研修をどのように持つべきか、など課題は山ほどありますが、権利保護保険の拡大は歓迎されるべきことであり、健全な普及と発展に向けてさらに研究を進め、また保険会社との連携を保つべきであると考えます。